

平成 29 年 第 12 回 農業委員会総会

日 時 平成 29 年 12 月 22 日 (金) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
3 番 仲西 栄二	4 番 下地 功祐	5 番 山城 学	6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功	8 番 久保田 政子	9 番 宮里 良淳	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 大城 茂治	2 番 金城 正弘	3 番 大城 久	4 番 玉城 賢清
5 番 賀数 宏		7 番 玉城 信榮	8 番 大城 勇
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 玉城 秀則	12 番 玉城 薫
	14 番 安谷屋 健治		

【欠席委員】

6 番推進委員 伊敷 幸隆 13 番推進委員 志茂 政安

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 玉城 弘一 金城 伊作

【議事録署名人】

5 番農業委員 長嶺 功 8 番農業委員 久保田 政子

【議事日程】

日程第 1	議案第 57 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 58 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 59 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 4	議案第 60 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 29 年 第 12 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 29 年第 12 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、6 番推進委員伊敷幸隆委員、13 番推進委員志茂政安委員が、欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願ひします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 29 年第 12 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 7 番農業委員長嶺功委員、8 番農業委員久保田政子委員です。次回調査委員が 7 番農業委員長嶺功委員、8 番農業委員久保田政子委員、4 番推進委員玉城賢清委員となっています。よろしくお願ひします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 57 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (14 件) 日程第 2 議案第 58 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (3 件) 日程第 3 議案第 59 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (2 件) 日程第 4 議案第 60 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (3 件) 【議題の審議】
会長	それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 57 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 14 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてであります。1 番は照屋の 3 筆で、売買による所有権移転であります。2 番は照屋の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。3 番は照屋の 1 筆で、3 年間の賃借権の設定であります。4 番は照屋の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。5 番は名城の 1 筆で、売買による所有権移転であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は照屋の 4 筆で、売買による所有権移転であります。7 番は大度の 1 筆で、売買による所有権移転であります。8 番は与座の 1 筆で、

	売買による所有権移転であります。9 番は新垣の 1 筆で、贈与による所有権移転であります。10 番は国吉の 1 筆と新垣の 3 筆で、10 年間の使用貸借権の背設定であります。次に 4 ページをお開き下さい。11 番は新垣の 1 筆で、売買による所有権移転であります。12 番は新垣の 1 筆で、売買による所有権移転であります。13 番は大度の 1 筆で、売買による所有権移転であります。14 番は伊原の 1 筆で 10 年間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 57 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 3 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 6 ページをお開き下さい。1 番は大度の 2 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。こども園への転用で、売買による所有権移転であります。2 番は真栄里の 3 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、使用貸借権の設定であります。3 番は豊原の 2 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。太陽光発電施設兼資材置場への転用で、賃借権の設定であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは 5 条の報告を致します。7 ページをお開き下さい。

	申請地は、住宅及び雑種地、原野に囲まれた生産性の高くない第2種農地です。そのため、こども園への転用は問題ないものと判断しました。次に10ページをお開き下さい。申請地は、住宅及び山林、原野、段差に囲まれた生産性の高くない第2種農地です。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に12ページをお開き下さい。申請地は、住宅及び段差に囲まれた生産性の高くない第2種農地です。そのため、太陽光発電施設兼資材置場への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第58号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第59号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について2件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、14ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案第59号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
調査員	異議なし。

会長	ありがとうございました。次に議案 60 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 3 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、18 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 29-61 は摩文仁の 2 筆で、3 年の賃借権の設定であります。マンゴーの設定期間更新であります。29-62 は照屋の 2 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。モリンガの法人設立であります。29-63 は国吉の 1 筆で 6 年間の賃借権の設定であります。さとうきびの規模拡大であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 60 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

7 番農業委員 長嶺 功

8 番農業委員 久保田 政子

--	--

